

クーリング・オフによる契約解除方法

クーリング・オフ制度とは

クーリング・オフは、いったん契約の申込や契約の締結をした場合でも、契約を再考できるようにし、一定の期間であれば無条件で契約の申込を撤回したり、契約を解除したりできる制度です。

事業者へのクーリング・オフ通知は、書面(はがき等)のほか、電磁的記録^{*}でもできます。

^{*}電子メールのほか、USBメモリ等の記録媒体や、事業者が自社のウェブサイトに掲げるクーリング・オフ専用フォーム等により通知を行う場合が挙げられます。FAXを用いたクーリング・オフも可能です。

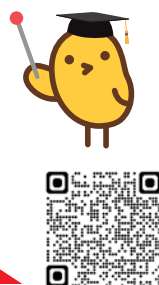
クーリング・オフができる取引例	期 間
・ 訪問販売(キャッチセールス・アポイントメントセールス等を含む)、電話勧誘販売、訪問購入、特定継続的役務提供(エステティックサロン、語学教室、家庭教師、パソコン教室など)	8日間
・ 連鎖販売取引(マルチ商法など) ・ 業務提供誘引販売取引(内職商法・モニター商法など)	20日間

クーリング・オフの方法

(通知を発信した時点から効力が発生します)

- ・ クーリング・オフは書面(はがき可)または電磁的記録で行います。
- ・ クーリング・オフの書面等には、事業者が対象となる契約を特定するために必要な情報(契約年月日、契約者名、購入商品名、契約金額等)やクーリング・オフ通知を発した日を記載します。
- ・ クレジット契約をしている場合には、販売会社とクレジット会社に同時に通知します。

クーリング・オフの通知の書き方、クーリング・オフができない取引例など詳細はこちら



お金について学ぼう!

いろいろな支払い方法

デジタル技術の進歩によって、現金で即時に支払う以外にも、様々な支払い方法が広がってきました。それぞれの支払い方法の特徴を理解しておくことが大切です。

プリペイドカード

前もってカードにお金をチャージし、支払いをすると、カードからお金が引かれていきます。
電車などに乗るときに使用するICカード乗車券もプリペイドカードです。



デビットカード

銀行が発行しているカードです。預貯金口座に直結していて、カードを使うとその場で料金が引き落とされます。
クレジットカードと異なり、預貯金口座に入っている金額以上に使いすぎてしまうことはありません。



クレジットカード

クレジットカード会社が利用者(消費者)を信用して代金を立て替え、お店等に支払い、利用者が後で代金をクレジットカード会社に支払う仕組みです。



スマートフォン決済

スマートフォンを使用した決済サービスが増えています。支払い方法は、店舗に置かれている二次元コードを読み取るもののほか、店舗のバーコードリーダーで、画面上の二次元コードやバーコードなどを読み取るものがあります。



事例3

賃貸住宅退去時のトラブル ～入居時からできる対策を!～



アドバイス

- ・ 契約する前に、契約内容の説明をよく聞き、**契約書の記載内容**をよく確認しましょう。
- ・ 入居時には、賃貸住宅の現状をよく確認し、写真や動画で記録に残しましょう。
- ・ 入居中にトラブルが起きたら、すぐに貸主側に相談しましょう。
- ・ 退去時には、精算内容をよく確認し、以下のガイドラインを参考にして交渉しましょう。

【参考】国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000020.html



事例4

ネット通販のトラブル ～最終確認画面でしっかり確認を!～



アドバイス

- ・ インターネット通販では、定期購入になっていないか、支払い総額はいくらかなど、**「最終確認画面」に表示された契約条件をよく確認し、スクリーンショットでその内容を保存しておきましょう。**

最終確認画面とは

インターネット通販において、消費者がその画面内に設けられている申込みボタン等をクリックすることにより**契約の申込みが完了することとなる画面**です。

- ・ インターネット通販には、**クーリング・オフ制度はありません**。(6ページを参照)

事例5

スキマ時間で稼げるとうたう副業トラブル

～簡単なタスクを行うだけ?～



アドバイス

- ・「簡単に稼げる」ことを強調する広告は詐欺の可能性がありまう。うのみにしないようにしましょう。
- ・相手方に安易に個人情報を伝えないようにしましょう。
- ・お金を稼ぐはずが、振り込みを求められたら、消費生活センター等に相談しましょう。

事例6

不動産投資トラブル ～投資用マンションの強引な勧誘に注意!～



アドバイス

- ・投資にはリスクがあり、必ず儲かるわけではありません。中には「金融機関から借入れをしても元が取れる」と勧誘するケースも見られますが、自分の収入とのバランスを考えるなど慎重に判断しましょう。
- ・「説明するだけ」と言われても、会うと強引な勧誘をされて、断り切れないことがあります。契約の意志がなければ会わずに、きっぱりと断りましょう。(契約締結の意志のない者に対する勧誘継続は禁止されています)

合言葉は/

- ①りまけん
- ②かえります
- ③ためらわず
- ④とわろう

契約について学ぼう!

契約とは?

「法的な責任が生じる約束」のことで、
当事者双方の合意によって成立します。



契約が成立するのはいつ?

商品の売買契約の場合、「買いたい」という「消費者」の意思と、「売りたい」という「お店」の意思が合致したときです。

原則として、**契約は口約束でも成立します**ので、よく説明を聞き、理解・納得した上で意思表示するようにしましょう。



契約書の効果は?

契約書は、契約内容で紛争が生じないように、また、紛争が起きた場合に契約内容を確認することができるようにするために作成するものです。

契約書に署名するということは、その内容を読んでいなくても、原則として書かれている内容の全てを承諾したものとみなされますので、契約書はよく読んで署名しましょう。

契約はやめられるの?

一旦契約すると、正当な理由がない限り、**一方的にやめることはできません**。

契約が成立すると、当事者双方は約束を守らなければなりません。売買契約であれば、消費者には「代金を支払う義務」が、お店には「商品を引き渡す義務」が生まれます。

契約をやめられるのは、どんなとき?

クーリング・オフ

契約をした後、一定期間であれば無条件で契約解除ができる制度です。詳しい内容は6ページをご覧ください。

未成年者の契約(未成年者契約の取消し)

未成年者が親(法定代理人)の同意を得ることなく結んだ契約は、取り消すことができます。ただし、次の場合は取り消すことができません。

- ・あらかじめお小遣いとして渡された範囲内での契約
- ・親から任されている営業取引に関する契約
- ・自分が成人であると偽ってした契約(事業者から指示された場合は取り消せまう。)

勧誘方法に問題のある場合など

次のような理由があるときは、契約をやめられる場合があります。

- ・就職セミナー商法等、不安をあおられて契約した場合
- ・「帰りたい」と言ったのに事業者が聞き入れず契約した場合
- ・相手に騙されたり、脅されたりして契約した場合 など

